

クリエイティブ人材育成施設 TUMO GUNMA 広報・PR 業務 プロポーザル実施要領

1 業務の名称

クリエイティブ人材育成施設 TUMO GUNMA 広報・PR 業務

2 発注者

群馬県 (担当課：eスポーツ・クリエイティブ推進課)

3 趣旨・目的

群馬県では、クリエイティブな人や企業に選ばれる「クリエイティブ拠点化」を目指し、その最初の政策として、デジタルスキルを備え新たな価値を創造する人材育成の拠点として、令和4年3月に tsukurun・GUNMA CREATIVE FACTORYを設置したところである。

今般、群馬県のデジタルクリエイティブ人材育成の更なる拡充・発展を図り、群馬県のクリエイティブ拠点化の実現のために、国際的に評価の高い世界規模のクリエイティブ人材育成施設 TUMO センターの導入を決定した。その効果的な広報及びPRを行うもの。

4 業務の内容・予算額

クリエイティブ人材育成施設 TUMO GUNMA 広報・PR 業務仕様書のとおり

(採用された企画提案に基づき、業務内容を調整する)

5 応募資格

次の条件のすべてを満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 群馬県の入札参加制限を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 会社法に基づく清算の開始、破産法に基づく破産申し立て、会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者(再生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く)でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (6) 本店所在地において国税、都道府県税、市町村税の滞納をしていないこと。

6 スケジュール

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| (1) 企画提案募集 | 令和6年5月 1日(水)～令和6年5月28日(火) |
| (2) 説明会 | 令和6年5月14日(火) |
| (3) 質問受付期限 | 令和6年5月17日(金) |
| (4) 参加申込期限 | 令和6年5月22日(水) |
| (5) 応募期限 | 令和6年5月28日(火) 12時必着 |
| (6) 第一次審査 | 令和6年5月30日(木)～6月 3日(月)(書類審査) |
| (7) 第二次審査 | 令和6年6月 5日(水)(プレゼンテーション、ヒアリング等) |
| (8) 採用案決定通知 | 令和6年6月 6日(木)頃 |
| (9) 契約期間 | 契約日～令和7年3月31日(月) |

7 質問受付

- (1) 質問受付期限 令和6年5月17日(金)
- (2) 質問方法 下記の質問先に【別紙様式第2号 質問書】により、電子メールで提出する。
<質問先> 〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県庁11階北側
群馬県 産業経済部 戦略セールス局
eスポーツ・クリエイティブ推進課
クリエイティブ人材係
担当者 鈴木、高橋

TEL 027-898-2705

メール supokuri@pref.gunma.lg.jp

- (3) 回答 質問書受付日から5日以内に電子メールにより回答する。質問の内容や回答は、個別の企画提案の内容に関わるものを除き、県ホームページに公開する場合がある。

8 参加申込

- (1) 申込期限 令和6年5月22日(水)
- (2) 申込方法 上記7(2)のアドレスあて【別紙様式第1-1号 参加申込書】により、電子メールで提出する。電子メール送信後、上記7(2)の電話番号あて到達確認の電話をすること。
※メールの件名を「応募事業者名/クリエイティブ人材育成施設 TUMO GUNMA 広報・PR業務 参加申込」とすること

9 実施要領・仕様書・別紙様式第1～6号の配布

- (1) 配布方法 本【実施要領】と、【クリエイティブ人材育成施設 TUMO GUNMA 広報・PR業務仕様書】、及び【別紙様式第1～6号】は、群馬県ホームページからダウンロードする。

10 説明会

- 本公募への参加を希望する事業者に対し、以下のとおり説明会を実施する。
- (1) 日時 令和6年5月14日(火) 午前10時00分～11時00分
- (2) 方法 オンライン (Teamsを想定)
- (3) 申込方法 【別紙様式第1-2号 説明会予約申込書】に記載し、電子メールにて提出すること。
※メールの件名を「応募事業者名/クリエイティブ人材育成施設 TUMO GUNMA 広報・PR業務 説明会予約」とすること
ア 提出期限 令和6年5月13日(月)
イ 提出先 上記7(2)のとおり
- (4) その他 説明会は仕様の説明、質疑応答を行う。説明会内での質問の内容や回答は、個別の企画提案の内容に関わるものを除き、県ホームページに公開する場合がある。

11 応募手続き

応募する場合は、次のとおり a～i の原本1部及び a～i の電子データ (PDF) を提出する。

- (1) 提出書類
- a. 企画提案書 【別紙様式第3号】
 - ・提案の考え方
 - ・業務の実施方針
 - ・効果的な広報、PR戦略について
 - ・広報物の制作について
 - ・広告の内容及び頻度について
 - ・アンバサダータレントを活用したPRについて
(起用タレントは、実現可能性の高い者を提案すること)
 - ・業務実施体制について
 - ・業務実施スケジュール
 - ・類似事例の実績
 - ・その他 など
 - b. 業務実施体制 【別紙様式第4号】
 - c. 費用見積書 【任意様式】
 - d. 誓約書 【別紙様式第5号】
 - e. 課税(免税)事業者届出書 【別紙様式第6号】
 - f. その他、必要な資料(任意)
 - g. 法人登記簿謄本の写し(3ヶ月以内に発行されたもの)
 - h. 決算書の写し(直近のもの1期分(半期決算の場合は2期分))
 - i. 会社案内のパンフレット等

- (2) 提出方法 (上記 g, h は、群馬県の「物品等購入契約資格者名簿」登載者は提出不要)
 下記の提出先あてに、持参、郵送もしくは宅配便での送付により提出する。(電子データ (PDF) のみ電子メールによる提出を受領する。また、持参により提出する場合は、土曜・日曜・祝日を除く 9時から 17時 (5月28日 (火) は 12時までとする)
 <提出先> 〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1-1-1 群馬県庁 11 階北側
 群馬県 産業経済部 戦略セールス局
 e スポーツ・クリエイティブ推進課
 クリエイティブ人材係
 担当者 鈴木、高橋
 メール 上記 7 (2) のとおり
- (3) 提出期限 令和 6 年 5 月 28 日 (火) 12 時必着
- (4) 書類の取扱い
- ・提出された応募書類は返却しない。
 - ・提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成する場合がある。
- (5) その他
- ・応募書類の作成・提出に要する経費は提案者の負担とする。
 - ・提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがある。
 - ・提出後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、その旨書面にて提出する。

1.2 審査

提出された書類に基づき第一次審査を行い、その後、第一次審査通過者を対象に、企画提案に関するプレゼンテーション・ヒアリング等による第二次審査を行い、最も優れた企画提案を提出した事業者を、委託業者の優先交渉者として決定し、委託契約の交渉を行う。

- (1) 第一次審査
- ・審査期間 令和 6 年 5 月 30 日 (木) ~ 6 月 3 日 (月)
 - ・審査方法 応募書類をもとに書類審査を行う。第一次審査通過は得点上位から順に 3 者程度を予定している。
 - ・審査項目
 - ①趣旨・目的やコンセプトを十分理解した提案となっているか (20 点)
 - ②周知に効果的な広報・PR 戦略となっているか (20 点)
 - ③アンバサダーを活用した効果的な PR となっているか (15 点)
 - ④魅力的な広報物の制作及び広報の実施について (15 点)
 - ⑤TUMOセンターとの連絡・調整業務について (10 点)
 - ⑥実績・実施体制は十分か (10 点)
 - ⑦見積り金額等、費用算定が適切か (10 点)
 - ・結果連絡 応募者全員に結果を連絡する。(6月4日 (火) 頃予定)
- (2) 第二次審査
- ・審査期間 令和 6 年 6 月 5 日 (水)
 - ・審査方法 プレゼンテーション、ヒアリング等により審査を行う。
 - ・場 所 オンライン予定
(時間等の詳細は、第一次審査通過者に連絡する)
 - ・審査項目 上記第一次審査の審査項目に同じ。
 - ・結果連絡 第二次審査参加者全員に結果を連絡する。(令和 6 年 6 月 6 日 (木) 頃)
 なお、優先交渉者名は県ホームページ上で公表する。

1.3 契約

- (1) 契約期間 契約日~令和 7 年 3 月 31 日 (月)
- (2) 契約方法
- ・群馬県財務規則に基づいて、群馬県が優先交渉者と契約締結の交渉を行う。
 - ・契約締結の交渉にあたっては、企画提案書の内容について調整を行い、必要がある場合には、その内容を変更する場合もある。
 - ・契約締結の際は、上記交渉による調整後の業務仕様書を改めて群馬県から示した上で見積書を提出する。
 - ・上記交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合がある。

1.4 要領記載外の事項

本実施要領に定めのない事項、又はこの要領の事項について疑義が生じた場合には、必要に応じ

て関係者と協議の上、群馬県知事が定めるものとする。